

政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方
（令和7年6月25日～7月24日）

「政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）等」に関して、令和7年6月25日（水）から令和7年7月24日（木）まで御意見を募集したところ、計101件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜整理しています。

※以下「法」とは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を、「64号改正法」とは政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）を、「1号改正法」とは政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）を、「2号改正法」とは政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）を、「資金則」とは政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）を言います。また、64号改正法、1号改正法及び2号改正法をまとめて「改正法」と言い、改正法による改正後の法を「新法」と言います。

No.	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方
1	<p>下記の意見を提出いたします。</p> <p>【意見1】 記載義務の範囲が不明確・不十分であり、実効性に欠ける改正案では寄附の「あっせん者」の定義が不明瞭であり、形式的な係員や秘書も含まれるのか、明確な基準がない。</p> <p>提案：</p>	<p>【意見1】 について</p> <p>「あっせん」については、法第10条第2項において、「特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。」と定義されており、今回の法改正においても、当該規定の改正はなされておられません。</p>

<p>「あっせん者」の定義を明確化し、実質的に寄附を依頼・取りまとめた人物を対象とし、「名義借り」を利用した脱法的手段を防ぐルールを強化する。</p> <p>【意見 2】 インターネット公開される情報の粒度が不十分 現在の報告様式では「職業」や「法人種別」などが任意記載・フリーフォーマットであり、透明性・分析性・検索性に著しく欠ける。</p> <p>提案： 職業・団体の分類を「コード方式」に統一し、業種分類・団体種別（例：宗教法人、医療法人、労組等）を構造化データで記載・公開してください。</p> <p>「上場企業」「外資比率 50%以上」「政治団体」などの属性もフィルタ可能な形式で明示し、収支報告の情報は CSV や API 等で一括取得できる公開方式としてください。</p> <p>【意見 3】 代表者確認書の形式的運用では責任を逃れが可能 現在の案では、代表者が「説明を受けた」と確認書に署名する形式となっているが、これは実質的に秘書任せ・責任回避の余地がある。</p> <p>提案： 確認書に以下のようなチェックリスト形式の明示項目を追加する。</p>	<p>【意見 2】 について 収支報告書において記載することとされている事項は、法第 12 条で定められており、資金別記第 14 号様式は、同条の規定に従って定めている様式です。</p> <p>その上で、同条においては、同一の者からの年間 5 万円を超える寄附については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）等を収支報告書に記載することとされています。</p> <p>また、64 号改正法では国会議員関係政治団体について、2 号改正法では政党本部及び政治資金団体について、それぞれ収支報告書のオンラインによる提出が義務づけられることとされ、また、2 号改正法では、総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこととされており、当該データベースに関しては、その詳細について総務省において今後検討することとしています。</p> <p>【意見 3】 について 確認書の様式については、法案提出者から、「会計責任者から収支報告書及びこれに併せて提出をすべき書面の提示を受け、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されている旨の説明を受けたことをその説明を受けた日とともに記載するとともに、代表者が随時又は定期に行</p>
--	---

<p>□ 会計責任者から残高確認書・通帳を提示され、報告書との整合性を自ら確認した</p> <p>□ 寄附・パーティー収入の出入りについて、本人または資金管理者から口頭説明を受けた</p> <p>□ 虚偽記載が発覚した場合は代表者として責任を負うことを理解している</p> <p>一定額以上の資金流入があった団体については、代表者と所管選管・登録監査人との定期面談を義務化する。</p> <p>【意見 4】 本人確認なしでの寄附受付は制度の根幹を揺るがす現状、政治団体に寄附する際には、氏名・住所・職業の自由入力するのみで、本人確認の必要がない。この制度では、「架空名義」「代理入力」「使い回し名簿」による寄附が仕組みとして可能。</p> <p>提案： 寄附者が 5 万円以上寄附する場合、公的本人確認書類（マイナンバー照合や住基）を用いた真正性確認を義務化する。 複数回少額での分割寄附による逃れ（通称：ステルス献金）を排除するロジックの導入を求めます。</p> <p>【総括】 今回の法改正で、制度の実効性・透明性を担保するためには、本人</p>	<p>った会計帳簿等の保存及び会計帳簿への記載に関する確認に加え、収支報告書提出時の会計責任者からの説明内容並びに政治資金監査報告書を確認したところ、収支報告書に記載すべき事項を記載しており、不記載や虚偽の記入がなく、（中略）収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることを確認した旨を記載すること、そして、上記確認をし、確認書を交付した日を記載するとともに、代表者本人が確認した旨の意思表示を表す代表者の署名がなされることといったものになる」との答弁がなされており、この答弁に即して様式を定めたところでは。</p> <p>【意見 4】 について 今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、政治団体の会計責任者には会計帳簿に寄附者の氏名、住所、職業、寄附金額、寄附年月日等を記載する義務が課されていることから、これらの事項を把握できる方法で寄附を受ける必要がありますが、寄附者の確認方法については特段の定めはございません。また、法第 25 条において、故意又は重大な過失により収支報告書に記載すべき事項を記載しなかった者又は虚偽の記入をした者については、5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する旨が、法第 26 条の 2 において、本人以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附を受けた者は、3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する旨が、それぞれ定められています。</p> <p>【総括】 について 今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正</p>
---	---

	<p>性・名寄せ・代表者の自覚責任の強化が不可欠です。抜け道を塞がずに「報告すればOK」とする形式的改正では、意味のない事務処理が増えるのみであり、国民の不信はむしろ拡大します。</p> <p>以上、強く意見申し上げます。</p>	<p>について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p>
2	<p>今回の政治資金規正法及び関連政省令の改正は、政治資金の透明性向上に向けた一歩であると認識しております。しかし、国民の政治資金に対する信頼を真に回復するためには、さらなる抜本的な制度改革が不可欠であると考えます。</p> <p>1. 政治資金の透明性の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治資金収支報告書の完全なデジタル化とデータ公開の義務化: 全ての政治団体に対し、政治資金収支報告書のオンライン提出を義務付け、その内容をインターネット上で公開することを徹底していただきたい。 公開されたデータは、名寄せやデジタル解析が可能な統一・標準化されたアプリケーションソフトウェアを用いて作成・公開され、国民が容易に情報を検索・分析できる環境を整備していただきたい。 	<p>○1.について</p> <p>【政治資金収支報告書の完全なデジタル化とデータ公開の義務化】について</p> <p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>64号改正法では国会議員関係政治団体について、2号改正法では政党本部及び政治資金団体について、それぞれ収支報告書のオンラインによる提出が義務づけられることとされ、また、2号改正法では、総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこととされています。</p> <p>なお、オンライン提出を義務付ける政治団体の範囲や政治資金の収支</p>

<p>・ 寄附・パーティー券購入者の公開基準額のさらなる引き下げ： 現状の公開基準額（20万円超から5万円超への引き下げ）は評価しますが、国民の疑念を払拭し、資金源の透明性を徹底するため、寄附および政治資金パーティー券購入者の公開基準額を大幅に引き下げ、可能な限り全ての寄附を公開すべき。</p> <p>・ 現金による政治資金の授受の原則禁止と指定口座の使用義務化： 政治活動における現金での収入・支出を原則禁止し、すべての政治資金のやり取りは金融機関の指定口座を通じて行うことを義務付けるべき。これにより、資金の流れの追跡可能性を確保し、不透明な資金の介在を防ぐ。</p> <p>・ 政策活動費の使途公開の義務化： 使途公開義務がない政策活動費について、項目別の金額や支出年月</p>	<p>の公開の在り方については、各政治団体の政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p> <p>【寄附・パーティー券購入者の公開基準額のさらなる引き下げ】について 今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。 なお、政治資金パーティーを含め政治資金の収支の公開の在り方については、各政治団体の政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p> <p>【現金による政治資金の授受の原則禁止と指定口座の使用義務化】について 今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。 新法第19条の8の2において、国会議員関係政治団体の政治資金については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとするものとされています。</p> <p>【政策活動費の使途公開の義務化】について いわゆる「政策活動費」については法令上特段の定義がありません</p>
---	--

<p>日の報告を義務付け、将来的には領収書等による詳細な使途公開を行うべき。また、第三者機関によるチェック体制も導入し、その透明性を確保すべき。</p> <p>2. 政治家本人および政治団体の説明責任と罰則の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 政治家本人への連座制の抜本的強化： <p>会計責任者による収支報告書の不記載や虚偽記載があった場合、政治家本人も連帯して厳しく責任を負う「連座制」を強化すべき。政治家自身が収支報告書の記載内容と提出に直接的な責任を負い、違反した場合には罰則（罰金、公民権停止等）を科すことで、政治家本人の自覚と責任感を促すべき。</p> 政治資金監査の対象拡大と実効性の強化： <p>政治資金監査の対象となる政治団体の範囲を全ての政治団体に拡大し、監査事項も収入に関する事項や使途の妥当性・適正性の評価を含めることで、監査の実効性を高めるべき。</p> 	<p>が、1号改正法により、「政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。」（新法第8条の2の2）との規定が新設され、同条の規定については、1号改正法の提案者から、いわゆる「政策活動費」を禁止する趣旨であるとの説明がなされています。</p> <p>○2. について</p> <p>【政治家本人への連座制の抜本的強化】 について</p> <p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>新法第25条第3項において、収支報告書の不記載又は虚偽記入があった場合において、新法第19条の14の2第2項に違反して確認書を交付せず、又は確認しないで確認書を交付した者（新法第25条第4項の行為により確認をすることができなかつた者を除く。）は50万円以下の罰金に処することとされ、新法第25条第3項から第5項までの規定により罰金の刑に処された者は、新法第28条第1項の規定により、公民権停止とすることとされています。</p> <p>【政治資金監査の対象拡大と実効性の強化】 について</p> <p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、各政治団体の政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考え</p>
--	---

<p>・独立した第三者機関の設置: 政治資金の管理・監督を専門的に担う独立した第三者機関（例：日本版 FEC）を設置し、公正かつ中立な立場から監視・指導を行う体制を構築すべき。</p> <p>3. 政治団体（派閥を含む）のガバナンス強化</p> <p>・企業・団体献金の全面禁止: 企業や団体からの政治献金を完全に禁止し、政治資金パーティー券の購入についても、寄附とみなして企業・団体による購入を禁止すべき。これにより、特定の企業や団体が政治に不当な影響力を行使する可能性を排除する。</p> <p>・政党ガバナンスコードの策定と公開の義務化: 各政党に対し、代表選挙の方法、党役員の任期、候補者選定プロセス、人材育成、倫理規定などを明確に定めた「政党ガバナンスコード」の策定と公開を義務付けるべき。これにより、政党自身の透明性と内部統制を強化可能。</p>	<p>ております。</p> <p>【独立した第三者機関の設置】について 「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和7年法律第3号）（プログラム法）において、政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会を置くものとされていると承知しております。</p> <p>○3. について 【企業・団体献金の全面禁止】について 今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。 なお、御意見については、民主主義の費用をどのように社会全体が負担していくか、また、各政党及び政治団体の政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p> <p>【政党ガバナンスコードの策定と公開の義務化】について 今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。 なお、御意見については、各政党の政治活動の自由と密接に関連して</p>
---	---

		<p>いることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>
3	<p>1 外部監査の義務化の導入 (1) 適用範囲 国政政党以下全ての団体 (2) 監査範囲 収入・支出ともに監査</p> <p>2 政治資金規正法25条関係 団体に対しての罰則の導入</p> <p>3 政治資金規正法12条関係 不正防止のため、公開基準の廃止</p> <p>4 附則第14条関係 領収書・明細書等の公開については、不正防止のために即日公開が望ましい</p> <p>5 附則第16条第3項関係 迂回寄附の防止のため、本人以外の親族を含めるべき</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p>
4	<p>【意見対象】 「政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令案（令和8年1月1日施行）」第15条の二・第17条の二、附則・別記様式関連</p> <p>【意見内容】 今回の一連の改正は、政治資金の透明性強化を目的とする点で一定の前進と評価します。一方で、以下の点において制度設計上の懸念があります。</p>	

翌年繰越金の「残高確認書」義務化について（第 15 条の二）

金融機関発行の残高証明を用いて、翌年への繰越金と突合せる制度設計は一見合理的ですが、中小規模団体の実務負担が著しく増大することが懸念されます。単年度収支の適正な記帳・証憑保管が担保されていれば、そこまで詳細な金融機関確認書は本来不要とも考えられ、過剰な形式主義に陥るおそれがあります。

「主宰者」や「主要な構成員」の氏名・職位の明記義務について（様式改正、17 条の二等）

「国会議員関係政治団体」に関する個人名の記載強化は透明性向上に資する反面、構成員の定義が曖昧なまま制度化されており、恣意的運用や過剰な名寄せのリスクがあります。とくに名義貸し的な団体構造が温存された場合、責任が分散・曖昧化する恐れがあり、透明性確保には不十分な構造的改善とも言えます。

「報告書の要旨」の様式削除（第 34 条削除）について

今回の改正では、政治資金収支報告書の要旨の様式（第 31 号様式）が削除されています。これは一般市民にとっての可視性・可読性を低下させる変更です。政治資金情報を「開示すること」だけでなく、「理解されるように示すこと」こそが制度の趣旨に合致するはずです。

【提案】

以上より、以下を要望します：

残高確認書は、一定規模以上の団体のみに義務づける等の柔軟な運用

	<p>としてください。</p> <p>「主要な構成員」の定義を法令または指針において明確化してください。</p> <p>報告書要旨の様式は削除せず、むしろ市民向けダイジェスト化の強化を検討してください。</p>	<p>【提案】の1点目について 新法第19条の11の2に規定する残高確認書については、国会議員関係政治団体の会計責任者に作成義務が課されているところです。</p> <p>【提案】の2点目について 「主要な構成員」とは、当該団体の役職員又は構成員の過半数を占めているような場合を言います。</p> <p>【提案】の3点目について 64号改正法において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を、インターネットを利用する方法により公表しなければならないこととされ、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定を削除することとされたことに伴い、報告書の要旨の様式を削除することとしております。</p>
5	<p>【パブリックコメント】</p> <p>1. 意見の対象となる命令等の案の名称及び該当箇所 政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）</p> <p>【別紙2】政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令：第18条関係 政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（案）（令和8年1月1日施行）</p> <p>【別紙4】政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令：確認書関連 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（案）（令和9年1月1日施行）</p>	

【別紙 1】政治資金規正法施行令・施行規則等の改正案について：2
収支報告書のデータベースに関する規定の新設

【別紙 5】政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令：第 34 条削除、法第 20 条第 5 項に係る規定

2. 意見

政治資金規正法関連の改正案には、以下の点で違和感を覚えます。

第一に、収支報告書のデータベース化において、令和 9 年 1 月 1 日施行の改正案（別紙 1、別紙 5）で、個人の寄附者や政治資金パーティー券購入者の氏名等がデータベースの対象から除外される規定が新設されたことです。透明性向上の目的と相反し、国民が政治資金の流れを詳細に把握することを困難にする点で強い違和感があります。少額寄附でも累積すれば多額になる可能性があり、その情報が除外されることは不透明性を生む要因となり得ます。

第二に、令和 8 年 1 月 1 日施行の政令改正案（別紙 2、別紙 4）で、「代表者による確認書」が導入される点です。これは会計責任者が法に従い収支報告書を作成したことを代表者が確認するもので、内部チェック機能は強化されます。しかし、独立した第三者機関による政治資金監査報告書と同列に扱われたり、その重要性が相対的に低下する

【第一】及び【第三】について

今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。

なお、新法第 20 条第 5 項においてデータベースから除かれる対象として規定されている「個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項」については、法案提出者の「具体的には、収支報告書の記載事項のうち、個人寄附者等、これは総務省令で定めることにしておりますが、個人寄附者及び個人のパーティー対価支払者等、これを想定していません。この個人寄附者等に係るものを除いた全ての事項について、文字情報で検索できるようにする機能を持たせることを想定しております。」との答弁を基に、資金則第 34 条第 2 項の規定を設けることとしています。

【第二】について

今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。

なお、御意見については、各政治団体の政治活動の自由と密接に関連

	<p>可能性が懸念されます。真の透明性と信頼性を確保するためには、外部監査の役割をより重視すべきであり、内部確認書のみでは不十分であるという違和感があります。</p> <p>第三に、公表対象報告文書の電磁的記録による提供が拡充される一方で（別紙2）、上記のようなデータベースからの情報除外と合わせると、情報公開の実質的なバランスに疑問が残ります。形式的な公開は進むものの、国民が政治資金の全体像を容易に追跡できるかという点で違和感を覚えます。</p>	<p>していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p> <p>また、代表者による確認書の仕組みが導入された国会議員関係政治団体については、従来から登録政治資金監査人による監査を行うこととされています。</p>
6	<p>政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令案及び政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見</p> <p>「政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令案及び政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令案」に対し、以下の点で違和感を覚えるため意見を提出します。</p> <p>1. 意見の対象となる命令等の案の名称及び該当箇所</p> <p>政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（案）</p> <p>【別紙2】政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令：第18条関係</p> <p>政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令（案）（令和8年1月1日施行）</p> <p>【別紙4】政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令：確認書関連</p> <p>政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（案）（令和9年1月1日施行）</p>	

<p>【別紙 1】政治資金規正法施行令・施行規則等の改正案について：2 収支報告書のデータベースに関する規定の新設</p> <p>【別紙 5】政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令：第 34 条削除、法第 20 条第 5 項に係る規定</p> <p>2. 意見の内容</p> <p>透明性確保への逆行とデジタル化の形骸化の懸念 令和 9 年施行の改正案（別紙 1, 5）で、個人の寄附者やパーティー券購入者の氏名等がデータベースから除外されます。これは情報公開の目的と矛盾し、デジタル化による透明性向上の機会を形骸化させます。少額寄附でも累積すれば不透明性を生む要因となり、国民の資金の流れ把握を困難にする点で強い違和感があります。</p> <p>内部チェック偏重と外部監査の希薄化懸念 令和 8 年施行の政令・省令案（別紙 2, 4）で導入される「代表者による確認書」は内部統制強化ですが、独立した政治資金監査報告書とのバランスが不明確です。内部確認のみで運用が進めば、外部チェックが希薄化し、信頼性確保に懸念を抱きます。真の透明性には外部監査の重視が不可欠です。</p>	<p>【透明性確保への逆行とデジタル化の形骸化の懸念】及び【情報公開の実質的バランスへの疑問】について</p> <p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、新法第 20 条第 5 項においてデータベースから除かれる対象として規定されている「個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項」については、法案提出者の「具体的には、収支報告書の記載事項のうち、個人寄附者等、これは総務省令で定めることにしておりますが、個人寄附者及び個人のパーティー対価支払者等、これを想定していません。この個人寄附者等に係るものを除いた全ての事項について、文字情報で検索できるようにする機能を持たせることを想定しております。」との答弁を基に、資金則第 34 条第 2 項の規定を設けることとしています。</p> <p>【内部チェック偏重と外部監査の希薄化懸念】について</p> <p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、各政治団体の政治活動の自由と密接に関連</p>
---	---

	<p>情報公開の実質的バランスへの疑問 公表文書の電磁的提供は拡充されますが（別紙2）、データベースからの情報除外と合わせると、情報公開の実質的なバランスに疑問が残ります。形式的な公開と、国民が資金全体像を容易に追跡・理解できるかの乖離に違和感を覚えます。</p>	<p>していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p> <p>また、代表者による確認書の仕組みが導入された国会議員関係政治団体については、従来から登録政治資金監査人による監査を行うこととされています。</p>
7	<p>別紙4、第15条の二の条文案について。</p> <p>今時、銀行口座だけを把握していれば充分なのか？という疑問が浮かびます。</p> <p>ビットコインやPayPpayに代表される暗号資産やデジタル通貨などが抜け道になるのではないかと懸念します。</p> <p>そういった抜け穴になりそうな所を先回りして塞ぐものにしていただきたいです。</p>	<p>新法第19条の8において、国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、第8条の3第2号又は第3号に掲げる方法による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする。とされ、その上で、新法第19条の11の2において、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、総務省令で定めるところにより、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は当該国会議員関係政治団体が解散し若しくは政治団体でなくなった日における当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の口座の残高を確認することができる書類に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が2以上の口座を有する場合には、その合計額。）と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされたことに伴い、資金則第15条の2を新たに設けることとしたものです。</p>

8	<p>今回の変更案ではありませんが、領収書等の提出期間延長について述べている件があります。</p> <p>一定の事由が生じた場合に提出期間を延長する可能性が規定されています。</p> <p>例えば、選挙関連の事情（公示日から選挙期日までの間に対応する場合など）や他の特定条件が記載され、それらが満たされる場合に提出期限が延長される仕組みについて触れられています。</p> <p>一方で、その妥当性については、目的が明確であることや公平性を保つ点が重要です。この延長措置は、提出が困難な場合に法的に適切な猶予を設けるためのものであり、合理的な判断と制度の整合性をもとめる。改善策や具体的な事例を取り上げて議論する余地があります。</p> <p>このパブリックコメントも同様に、30日間の意見募集機関が必要にも関わらず、一方的に短縮されたり、その理由が曖昧なものや、未記載のものが散見されます。もっと厳格に運用するべきだと思います。</p>	<p>【第1～第4段落の御意見】について</p> <p>資金則第19条の規定については、現行の同条において、法第19条第1項第1号若しくは第2号に規定する公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるときに、少額領収書等の写しに係る提出期間の延長を可能としているところ、3号団体関係国会議員についても、同様の取り扱いとすることとしたものです。</p> <p>【第5段落の御意見】について</p> <p>今回のパブリックコメントは行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項で定められた30日間の意見公募期間を確保して実施しております。</p>
9	<p>1. 外資規制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本法人の政治献金に株主構成（Sacristy: 外国資本の割合を公開義務化し、資金源追跡を可能にする。 - パーティ券購入者に資金提供者の国籍・資本構成申告を義務化。外国資本50%以上の法人購入を制限。 <p>2. 収支報告の透明性向上</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見はいずれも法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> - 監査人の独立性確保のため、第三者機関の承認を義務化。資格要件を厳格化（公認会計士必須）。 - 多額寄附（1,000万円以上）の監視期間を5年に延長。デジタル公開プラットフォームを構築。 <p>3. 政策活動費の透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全額の領収書・明細提出を義務化。具体的な使途分類を公開。 - 資金源と寄附者情報を紐づけ、外国資本流入を監視する第三者機関を設置。 <p>4. 罰則の効果強化</p> <ul style="list-style-type: none"> - 過失や隠蔽にも行政罰を適用。強制調査権限を付与。 - 罰金を増額、違反規模に応じた比例制導入。団体活動停止処分を検討。 <p>補足：政治資金の収支をブロックチェーンで記録・公開し、国民がアクセス可能なデータベースを整備。OECD や米国 FARA を参考に国際基準を導入して頂きたいです。</p>	
10	<p>政策活動費が不透明性です。</p> <p>改正案で、政策活動費の収支報告義務が強化されても、完全な公開義務が課されていないために、不透明な資金の流れてしまいます。</p> <p>日本法人を通じれば外資の寄附ができてしまいます。</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見はいずれも法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、いわゆる「政策活動費」については法令上特段の定義がありませんが、1号改正法により、「政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。」（新法第8条の2の2）との規定が新設され、同条の規定について</p>

	<p>今回の改正案では、抜け道があるので、改正する意味がありません。</p>	<p>は、1号改正法の提案者から、いわゆる「政策活動費」を禁止する趣旨であるとの説明がなされています。</p>
11	<p>会計責任者だけでなく、政治団体を主宰する国会議員を含めたり、更に、主宰ではなくても、主要構成員である国会議員の責任を問える様にした所は評価できます。第17条の、政治資金監査できない人に国会議員の配偶者を含めたのも賛同できます。</p> <p>ただ、今回除外した人でなければ監査人として適格か？という問題があります。形だけの監査にならないか心配です。</p>	<p>前段部分については本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>後段部分については、現行の資金則第17条において、公認会計士法（昭和23年法律第103号）等の規定を参考に、政治資金監査を行うことができない者として、2号団体にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者等が規定されています。</p> <p>今回の改正では、新法において政策研究団体が新たに国会議員関係政治団体とされることに伴い、現行規定との並びを踏まえて、政策研究団体を主宰する国会議員又は政策研究団体の主要な構成員である国会議員及びその配偶者が、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことができない旨の規定を新たに設けております。</p> <p>なお、法第19条の27第1項の規定により、登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとされています。</p>

<p>12</p>	<p>【制度提案の主な内容】</p> <p>(1) 登録制・許可制の導入 すべての政治資金団体は登録制とする。登録しない団体は制度の恩恵（非課税・控除等）を受けられない 設立には0円から可能とするが、制度利用の条件として年500万円以上の献金を受ける見込みが必要 同一人物が代表となれるのは1団体まで。複数保有時は「連結決算」とする 制度利用は設立時点から可能</p> <p>(2) 団体運営の体制と引き継ぎ制限 団体には「経営責任者」「運営責任者」の2名体制を義務付ける（死亡や不在時のリスク対応） この制度下の団体は第三者への引き継ぎ不可とし、解散時は資産を現金化し、譲渡者が譲渡益を得たものとして処理する</p> <p>(3) 資金の出所管理 個人献金にはマイナンバー、法人献金には法人番号の登録を義務化（外部には非公開） 入力時・登録時にシステム照合され、適正な出所でない献金は制度利用対象外 外国資本が10%以上を占める法人・団体からの献金は禁止。違反時は制度利用停止＋全額国庫返納 法人による政治献金の損金算入上限は「資本金額まで」に制限。それ以上は損金不算入とする</p> <p>(4) 支出の記録と公開 年に1回、税務申告を義務化（通常の法人申告と同様）</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見はいずれも法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>
-----------	---	--

<p>支出には日付／金額／用途／支出責任者名（代表者や役職者）を明記し公開</p> <p>支出時に領収書・口座記録と照合される仕組みを導入</p> <p>領収書画像等は基本公開（住所や電話番号などの個人情報はマスキング）</p> <p>支出の例：「車購入（代表者名）」「ガソリン代（会計責任者名）」など</p> <p>（５） 機密費の設定と制限</p> <p>年間上限 500 万円までの「非公開支出（機密費）」を認める（使用用途は 3 年後に開示）</p> <p>上限を超える分はすべて即時開示対象とする</p> <p>（６） 国民チェックと説明義務</p> <p>監査機関は置かず、国民による閲覧・通報・意見制度でチェック</p> <p>支出に対し、意見が 100 件以上集まった場合は説明義務を発生させる</p> <p>また、AI による支出分析で疑義の高いものを上位 100 件自動抽出し、優先的に説明対象とする</p> <p>意見・通報にはマイナンバー認証を要し、照会可能な正式意見とする</p> <p>（７） 制裁措置と記録公開</p> <p>規則違反があった団体は即時制度利用停止。税制優遇取り消し、全額国庫返納</p> <p>閉設後も収支記録は原則として永久公開</p> <p>制度設立者や支出責任者の記録も公開対象とし、「名前が残る仕組み」で抑止力とする</p> <p>【議論が必要なポイント（制度詳細設計段階で要検討）】</p> <p>支出者名（実行者レベル）まで公開するか、代表者のみとするか</p> <p>領収書画像のマスキング基準（個人情報の保護と透明性の両立）</p>	
---	--

	<p>AI 監査の誤検出・冤罪的公開を防ぐ補完手続き（異議申立てなど） 意見数 100 件で説明義務が生じる閾値の妥当性と防御策 設立 0 円の制度が悪意ある団体（皮肉・なりすましなど）に濫用される可能性 法人従業員等による実質献金（給与→献金）の追跡や制限 制度上、第三者への団体引き継ぎを禁止する妥当性と例外の取り扱い</p> <p>【まとめ】 この制度は「透明な政治資金」「特権なき公平な税制」を目指すものです。 政治に携わる以上、納税者と同様かそれ以上の厳格な制度とすることは当然であり、同時に恩恵を受ける責任も明確にすべきです。 政治資金を巡る不信感や不透明性を根本から断つ制度として、本案の導入を強く求めます。</p>	
13	<p>政治団体を 1 人の国会議員・地方議員が複数持てる事で、監査が難しくなったり、裏金作りがしやすくなるという側面があると思います。 1 人の議員が構成員となれる政治関係団体は 1 つと限定し、必ず届け出なければならないとしていただきたいです。 政治資金規正法自体が甘過ぎるので、法律自体、国会で再度審議して改正していただきたいのですが、それが叶うまでは、せめて政治資金施行令は議員に厳しいものにしていただかないと困ります。</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、各政治団体の政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>

14	<p>政党助成法施行規則案の 37 条において公表対象報告文書として法第 32 条第 4 項の規定による文書が挙げられています。法第 35 条の規定による真実の規定がされていることを誓う文書はこの中に含まなくてもよいのか。</p> <p>それとも法第 35 条の規定による文書は当然に支部報告書の一部という理解なのか</p>	<p>政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 35 条の規定による真実の記載がされていることを誓う旨の文書は同法第 32 条第 4 項の規定において列挙されている文書には含まれておらず、政党助成法施行規則案第 37 条においても公表対象報告文書として列挙することとはしていません。</p> <p>なお、この文書は、使途等報告書又は支部報告書に添付され、これらの報告書とともに、公表され及び閲覧に供されているところであり、写しの交付の対象となるものです。</p>
15	<p>別紙 2 の第 7 条は、情報開示の門戸を狭める規定だと思います。</p> <p>コロナ禍の持続化給付金申請で書類の不備等で申請が却下される「不備ループ」が問題になっていましたが、細かすぎる要件を設定するのは、請求を受け付けない為の下準備の様に映ります。これは政治資金規正法第 1 条、第 2 条に反すると思われま。</p> <p>光ディスクや用紙等は一般的に使用されているものなら許容して、デジタルによる請求ではなかったとしても、当人がデジタル媒体での交付を希望するならば、それにそった交付をすれば良いのではないのでしょうか。</p>	<p>政党助成法施行令（平成 6 年政令第 371 号）第 7 条は、64 号改正法による改正後の政党助成法第 32 条第 4 項及び第 5 項において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、使途等報告書等の写しの交付を請求することができることとされたことに伴い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）において定められている行政文書の開示の実施の方法や、政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）において定められている収支報告書等の写しの交付の方法に準じて規定するものです。</p> <p>政党助成法施行令第 7 条第 4 号に規定する電子情報処理組織を利用する交付については、電子情報処理組織から請求があった場合に限ることとしておりますが、同条第 2 号に規定する CD-R 及び同条第 3 号に規定する DVD-R によるデジタル媒体での交付については、請求方法は限定されていません。</p>

16	<ul style="list-style-type: none"> データベースから除く事項について、寄付者等の個人の氏名、住所及び職業に限定し、ある個人から寄付があった旨、その日付と金額等については、データベースの対象とすべき。 データベースには、個人寄付者等の情報必要 なぜ、データベースから、個人の寄付者の情報を、除外するのか。 	<p>新法第 20 条第 5 項においてデータベースから除かれる対象として規定されている「個人寄附者等に係る事項として総務省令で定める事項」については、法案提出者の「具体的には、収支報告書の記載事項のうち、個人寄附者等、これは総務省令で定めることにしておりますが、個人寄附者及び個人のパーティー対価支払者等、これを想定しています。この個人寄附者等に係るものを除いた全ての事項について、文字情報で検索できるようにする機能を持たせることを想定しております。」との答弁を基に、資金則第 34 条第 2 項の規定を設けることとしています。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募要領だけ Word 形式ファイルを使用するのは止めてください。pdf 形式に統一して下さい。 今回の意見募集で変更する理由が明確になっていないと思われま す。知られたくない後ろめたい事でもあるのでしょうか？ 政治の透明性を声高にいうのは、選挙の時だけですか？ どうして Word なんでしょう。持っていない人も多くいます。なぜマイクロソフトだけ優遇するのでしょうか。読めるようにして下さい。 意見公募要領だけ Word 形式ファイルを使用するのはヤメロ！私の周りで、意見を提出したいが出来ないという人が多く見受けられる。パブコメを仕切っている総務省は直ちに是正しろ！ 	<p>今後の対応の参考とさせていただきます。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> 細かな手順の改定ばかり提示しているが、全く企業献金（賄賂）も政党助成金も、やめる気が無いのではないか。 行政・国の役割はすべての人の人権および国民の生命 健康 財産を守る事であり、「法人」ではない。 賄賂の合法化という汚職を正当化する為の、「規制法」ではない「規 正法」など、断固許しがたい。 	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金規正法自体に問題があります。企業団体献金や政治資金パーティーでの裏金作りを止める効力もなければ、世襲議員が相続税ゼロで資産を相続する事も止められない。日本企業が外国人取締役や社長に高額報酬ばったくられて、第2第3のカルロス・ゴーン事件が起きて、第2第3のNISSANに日本企業が貶められる心配が増すばかり。 この施行令では緩すぎます。政治資金規正法の再審議を求めます。 ・政治資金の預貯金口座は1つと決まっていますが、隠し口座を作って不正な資金を貯めています。例えば隠れて外国人に買ってもらったパーティ券などです。国会でも認めています。くだらない改正などどうでも良いので、さっさと隠し口座を持っている議員を逮捕、2度と隠し口座を持たないように改正してください。 ・団体からの政治献金は止めませんか？ミカエリを求める、求められる関係は美しくありません。こんな事を変えぬまま政治をしているから歪んだ世の中になるのだと思います。たまには、賛同できるような意見募集をして下さいな。 	
19	<p>政治団体を1人の国会議員・地方議員が複数持てる事で、監査が難しくなったり、裏金作りがしやすくなるという側面があると思います。1人の議員が構成員となれる政治関係団体は1つと限定し、必ず届け出なければならないとしていただきたいです。</p> <p>政治資金規正法自体が甘過ぎるので、法律自体、国会で再度審議して改正していただきたいのですが、それが叶うまでは、せめて政治資金施行令は議員に厳しいものにしていただかないと困ります。</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見はいずれも法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>

20	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金規正法は常に抜け道がありました。挙句「政治には金がかかる」等、政治資金パーティーなどの正当化をしておきながら正しい経理処理もできていない状況です。ここで一旦全ての政治資金パーティー等を禁じてしまうことで、公平な対応となります。収入は歳費のみ。これでやりくりをするような法体系を望みます。 政治資金規正というならば、いっそのこと政治資金パーティーは廃止したらどうか？ 	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 1、報道資料で「1000 万円以上」ならば届け出をする必要があると、2 回出てきます。確認ですが、これは 1 団体についてのラインでしょうか？それとも、寄付を受けた全ての団体の金額を合計した上での総額のお話でしょうか？ あれほど政治資金の流れはクリアにするとおっしゃっていたのに、出てきた(案)がこれですか？先ずは制限事項は無しにして下さい。特に寄付で年間 1,000 万円以上なんて線引き不要です。信頼される政治にしたいなら全部書け(出せ)と言いたい！甘えるな政治家、官僚たち。 なぜ 1000 円まで届出がいらぬのですか？1000 万円以上ではなく 1 円から届け出ないとダメです。日本円は現在は 1 円単位です。税金も 1 円単位です。当然政治資金も 1 円単位です。政治家へのカンパが 1000 円まで無記載 OK なので、最大譲って 1000 円までです。 政治資金規正法第 1 条、第 2 条 1 団体 1000 万円未満は届出不要とのこと。政治団体同士のお金のやり取りは、どうして 1000 万円まで隠すのでしょうか？その上、団体を複数に分けたら隠したまま 1000 万円以上可能ではないですか。断固反対です。 	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見及び御質問は法律の在り方に係る御意見及び御質問として承ります。</p> <p>新法第 19 条の 16 の 3 において、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下同じ。）のうち、各年中において、</p> <p>①同一の国会議員関係政治団体（政策研究団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一である 2 以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その合計額）</p> <p>又は</p> <p>②同一の政策研究団体から受けた寄附の金額</p> <p>のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となった政治団体はその年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされたことに伴い、届出様式の新設及び収支報告書の様式等の改正を行っております。</p> <p>現行制度でも、法第 12 条第 1 項第 1 号ロにおいて、同一の者からの年間 5 万円を超える寄附については、その寄附をした者の氏名、住所及び</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・届け出が必要な金額を1千万円以上決めてしまうと、1千万円未満の抜け道を作ってしまう。悪用されてしまうので1千万未満も届け出をするべきです。 ・届け出が必要な場合の要件として、「1000万円以上」という文言が要所要所出てきますが、「1000万円以上」とした根拠を示してください。裏を返せば、なぜ1000万円未満なら届け出は必要ないのか？という疑問が湧きます。 政治とカネで透明性が求められる中、国民感覚との大きなズレを感じます。納得のいく説明をお願いします。 ・なぜ1000万円以上にしたいんですか ・1000万未満を省く理由は何ですか ・1000万未満何に使うか、なぜ、隠すんですか ・誰から1000万未満もらったか、なぜ隠すんですか ・議員連盟、いくつも作ったとき、一つずつ、1000万未満でも、大金になる。なぜ隠す必要があるんですか ・1000万円ッテ、大金すぎる。千円くらいに改正必要 ・1000万以下でなく、500円以下に ・1000万円って議論は、民のかまどが見えていない人の議論 ・1000万円未満も公開すべき 	<p>職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）等を収支報告書に記載することとされております。</p> <p>なお、政治資金の収支の公開の在り方については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> ・特例上場日本法人は、金融商品取引所に5年継続して上場している事が要件になっています。例えば、金融商品取引所に4年連続して上場している企業の場合の取扱いはどうなるのでしょうか。特例上場日本企業の要件を満たさないのに、政治資金パーティーの対価を支払う事が禁止されるのか、それとも、政治資金パーティーの対価の 	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>新法第22条の5の規定により、何人も、外国人・外国法人等から政治活動に関する寄附を受けてはならないとされており、例外として、日本法人であって、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継</p>

<p>支払いはできて、金額のいかに問わず、届出は不要となるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治資金規正法第1条、第2条 外国人、外資企業は政治資金献金不可です。もちろん外資に買収された旧日本企業も政治資金献金不可です。特例を設けて誤魔化して献金OKにするのは反対です。 ・これでは裏金の規制に全くなりません。外国人が政治資金パーティーを購入するのを規制するか、1円単位で記載、公開することを規定してください。 ・5年未満の上場を隠す理由は何ですか ・なぜ外国人からの入金を、隠したいのですか ・改正案では、外国からの直接寄附に対する規制は維持されますが、日本法人を通じた迂回献金への対策が十分に強化されていません。外国資本の影響を排除するには、日本法人の株主構成や資金源を詳細に調査する仕組みが必要ですが、改正案ではこの点が明確にカバーされていません。 政治資金パーティー券の購入についても、口座振込み義務化により透明性は向上するものの、購入者の背後にある外国資本の影響を追跡する具体的な仕組みが欠如しています。 ・外国人パーティーでお金もらうなんて、驚きました。禁止してください ・すべての、発行済み株式の過半数を外国人が保有する日本法人から、お金もらうべきではない。禁止してほしい ・反対です。発行済株式の過半数を外国人が保有する日本法人からお金をもらうなんて、びっくりしました 	<p>続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの政治活動に関する寄附が認められています。</p> <p>また、新法第22条の8第4項において準用する新法第22条の5の規定により、何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこととされています。</p> <p>なお、新法第22条の5において、「特例上場日本法人」とは、「日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの」と定義されており、この定義に該当しないものは「特例上場日本法人」には当たりません。</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none">・発行済株式の過半数を外国人が保有する日本法人から政治資金をもらおうとするのは、誰ですか。・発行済み株式の過半数を外国人が保有する日本法人から政治資金をもらいやすくする改正のことを広報してください。責任者とともに。ありえないです・外国関連から政治資金もらったら、外国の影響支配を受ける恐れ・反対。外国の影響を受けるところから、政治資金もらうなんて、ビックリしました。広く知らせてください・なぜ外国の影響を受けるところから、政治資金をもらうのですか。もらいやすくするのですか・外国の影響のある所から、1000万も政治資金もらうことがあるのですか。反対です・今回の案では現在よりさらに政治資金に対して甘い内容になっていると思う 日本企業であっても外資の比率が大きい場合には外国の影響が日本の政治に大きな影響を及ぼすことが今よりさらに進み、不透明になる 政治家らなる不信感をつのらせることになると感じます・外国関連の影響を受けやすい寄付の改正する人の、外国人との関わりを明らかにしてください。・政治資金に外国からの影響入らないように、頭のいい人たちで考えてくださいください・外国の影響を隠れて受けているかもしれない議員信用できない	
---	--

23	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと、きちんと、公開してほしい ・もっと透明化してほしい ・透明化したくない理由は、なんですか ・政治資金は、ワンコインのカンパ以下以外は、透明化してください ・政治資金は透明化必要。 	<p>政治資金の収支の公開の在り方については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>
24	<p>政治資金の収支報告書はデータベース化をすとしても、あわせて官報にも掲載をするべきだと思ふ。データベースだけでは後から改ざんも起こりうるし、官報にも同じ情報が載るのであれば不正しくいと考えられる。また 1000 万以下不記載とは市民の感覚でもうしますとありえませぬ。1 円でもどこの誰からいくらもらって、そのお金がどこで使われたのかきちんと報告するべきだと思ふ。外国人や特定の企業や団体から資金を得ていたのでは、国益より私益に走ってしまうものです。日本は性善説にたつて考ふる風潮がありますが、これからは最悪のことを考ふる性悪説では考ふるべきだと思ふ。1000 万以下不記載は金額が大きすぎます。1000 円以下でよいのではないですか？一部を改正ということですが、改正なしを強く希望します。</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見はいずれも法律の在り方に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、政治資金の収支の公開の在り方については、政治活動の自由と密接に関連していることから、各党各会派において御議論いただくべき事柄と考えております。</p>
25	<p>国会議員関係団体からの寄付が年間 1000 万を超える場合当該寄付の額及び寄付者の情報を届け出るとありますが、1000 万を分割した場合規制を回避できることは抜け穴があると思ふ。数十万であってもまとまった金額の寄付を受けるということは、特定の人物または会社に便宜を図る温床になるので、金額が少額であっても届け出が必要、又は寄付自体を禁止して欲しいというのが市民の意見である。またデジタル化というが、デジタルにアクセスできない国民もいるので以前のように官報に残す必要があると考ふる。誰でも等しく情報がと</p>	<p>今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。御意見は法律の在り方に係る御意見として承ります。</p>

	<p>れないのは公平性にかけるものである。また企業、団体といっても株主の大半が外国人である場合も多いので、細かな届け出は必要不可欠。以前に比べるとパブコメの書き込みに大きな手間、また専門的な用語などを強いられパブコメの形骸化をあえて狙っているのではないかと思わずにはいられない。この意見は応募の趣旨とは関係ないが意見募集の妨げになっていることを付け加えたい。改善を求めるものである。</p>	
26	<p>「国会議員関連団体」に届け出を限定しているのは何故ですか？ 地方議会議員が国会議員に選挙資金をねだったり、国政選挙時に応援する見返りを求めたりする者がいるのは周知の事実で、「〇〇のドン」が各地に存在しています。それもまた政治の腐敗や停滞を招く一因になっていると考えます。</p> <p>「地方議員に対する寄付額は少額だから」なんて事を言っていると、そこを抜け道にされる心配があります。特に親や祖父母が現職国会議員で、子や孫が地方議員だった場合は格好の抜け道になるのではないのでしょうか。</p> <p>国会議員だけでなく地方議員も対象にすべきと考えます。</p>	<p>御意見の趣旨が明らかではありませんが、今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示ししたものです。</p>
27	<p>パブコメありがとうございます。こんなひどい改正反対です</p>	<p>反対に係る具体的な理由がないため、参考意見として承ります。</p>

<p>28</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ抜け道を作りたいのか教えてください ・政治資金規正法にそぐわない ・紙で申請できなくなる不利益の解消求めます ・なぜ、抜け穴作って、隠すんですか ・なぜ議員連盟のお金の動きを、隠したいんですか ・今までより隠すのは、なぜですか ・不正をしても隠せるようにする改正をしたいのは、誰ですか ・なんで、隠して寄付ほしいの？ ・誰からもらったか、なぜ隠したいんですか ・隠れてもらってるなんて、びっくりなのに、もっと隠そうとするなんて、反対 ・隠すということは、ずっと疑われるということ。別の方法でも、公開必要になる ・裏金を今まで以上に隠せるようにするのですか？ ・なぜ、裏金を今まで以上に隠せるようにするのですか？ ・誰が裏金を今まで以上に隠せるような提案をしたんですか？誰の責任ですか？ ・こんな改正したがっている責任者はだれですか。 ・政治資金を隠れて、もっともらいやすくしたい人は、誰ですか ・なぜ、政治資金を隠れて、もっと、もらいやすくしたいんですか ・国会議員関連団体から政治資金もらうのを、なぜ、もらいやすくしましたか ・隠せるようにする改正不要 ・政治資金こんなにもらっていたんですか ・派閥政治が復活する 	<p>御意見の趣旨が明らかではありませんが、今回の政省令改正案は、改正法の施行に伴い必要となる政省令の改正について、案をお示したものです。</p>
-----------	---	---

<ul style="list-style-type: none">・読んでいると、怒りがわいてくるので、広く知らせてください・読んでいると政治家に不信感がわいてくるので、広く国民にしらせてください・こんな改正して、隠したら、政治が腐敗するおそれ・こんなひどい改正するのだけですか・こんな改正して、政治が腐敗したら、だれが責任取ってくれますか・憲法違反ではありませんか・裏でこんなしていたんですか。なぜ隠すんですか・なぜ、こんなに、隠してお金、もらいたがるんでしょうか？・隠さないで。裏金の合法化ですか・こんなに、隠れてお金ほしい議員が信用できるか、広く聞いてください	
---	--